遺產分割協議書

被相続人　山田　宗隆　（令和元年５月1日死亡）

最後の住所　〇〇県〇〇市2－29－1

最後の本籍　〇〇県〇〇市497

登記簿上の住所　〇〇県〇〇市3－24－14

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

令和１年５月1日死亡、〇〇県〇〇市3－24－14　山田　宗隆の死亡により開始した相続の共同相続人である　山田　貴教、　山田　優子2名は、その相続財産について、次の通り分割を協議し、決定した。

1.　相続人　山田　貴教は、次の不動産を取得する。

土地 所在　〇〇県〇〇市3丁目

地番 24番14号

地目　宅地

地積　160.05m2

建物　 所在　〇〇県〇〇市3丁目24番14号

家屋番号1番4号

種類　居宅

構造　鉄骨造ストレート葺

床面積　1階　65.32m2

2階　51.21　m2

3階　48.11ｍ２

2.相続人　山田　優子は下記の財産を取得する

〇〇銀行〇〇支店　預金　普通預金　口座番号　0876543　の残高全額

〇〇銀行〇〇支店　預金　定期預金　口座番号　0876543　定期預金番号12～22番のすべて

3.相続人　山田　優子は、被相続人の債務全てを継承する

４.本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人全員が　その遺産について再度協議を行うこととする。

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和元年7月6日

相続人　山田　貴教

住所　〇〇県〇〇市2－29－1

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

相続人　山田　優子

住所　〇〇県〇〇市1－12－15－401

署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印